

標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行及び 移行後の継続的な運用を図るための支援について

我が国の人口は既にピークを迎え、現在は減少の一途を辿っている。特に、2040年頃には、生産年齢人口の減少により各行政分野で人手不足及び税収減という極めて大きな課題に直面することが見込まれる。

持続可能な形で行政サービスを提供し続けていくためには、地方自治体の業務の在り方の見直しやデジタル化の推進が求められており、国は、国・地方に共通して活用可能な基盤やツールの提供、インフラの整備を進めている。九都県市は日本全体の約3割の人口を擁し、政治経済の中心をなす大都市圏域であることから、こうした取組が、九都県市で円滑に推進されることが肝要と考える。

こうした中、令和3年5月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、地方自治体における主要20業務の情報システムについて、令和7年度末を目途に標準準拠システムへ移行する方針が示された。これに伴って、デジタル基盤改革支援補助金(地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業)が創設され、対象となるシステムの移行費用については、原則としてガバメントクラウド環境へ移行する場合に補助対象となったことから、地方自治体は、システム開発事業者の標準化対応版のリリースを待つ形で標準化移行を開始した。

しかしながら、全国一斉に短期間での移行となったことから、一部事業者の撤退や事業者のリソースのひっ迫が生じ、令和7年1月末時点で、全ての指定都市及び一部府県を含む全国544団体、2,989システムが令和7年度末までの移行が不可能となり、令和8年度以降の移行とならざるを得ない「特定移行支援システム」となっている。また、標準準拠システムへの移行費用については、当初の予定額を大幅に上回るなど、特に指定都市のような規模の大きな市においては財政負担が過大となっている。このような状況に対して、国は、デジタル基盤改革支援補助金を令和5年

度補正予算及び令和 6 年度補正予算により増額したことにより、地方自治体の一般財源の負担は軽減されたものの、未だ見積もった移行経費との乖離が大きい。

加えて、国は標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等を標準化移行前の平成 30 年度比で少なくとも 3 割の削減を目指すとしていたが、結果として従前の運用経費等を上回る自治体が多い。こうした中、ガバメントクラウド利用料に対する令和 7 年度普通交付税による措置も含めてもなお増大することとなる全体の運用経費等に係る自治体の負担について十分な補助を継続的に受けられるかは不透明である。

さらに、導入作業に当たっては、標準化対象システムの標準仕様書が複数回改版され、中にはシステム開発工程の初期である要件定義へ手戻りが生じていることも課題となっており、事業者及び地方自治体の業務負担の増大、ひいては移行遅延につながっている。

そこで、標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行及び移行後の継続的な運用を図るため、以下の 3 点を要望する。

- 1 デジタル基盤改革支援補助金について、移行完了までの経費全額が補助対象となるよう、早急に補助上限額を見直すこと。
- 2 移行後のガバメントクラウド利用料を含む運用経費について、国の基本方針に掲げる目標の達成に向け、普通交付税の交付・不交付に関わらず十分な財政支援を行うこと。
- 3 仕様書の改版に当たっては、各自治体の移行状況を把握し、システム開発に手戻りが生じないように仕様書を改版するよう努めること。また、万が一改版が生ずる場合には、各自治体における手戻りへの対応に要する期間も考慮し、通常想定されている改版から適合基準日までの期間を

延長するなど、標準仕様書の改版が標準化移行の障害とならないよう十分に配慮すること。

令和7年 月 日

デジタル大臣
総務大臣

平 将 明 様
村 上 誠一郎 様

九都県市首脳会議

座 長	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎